

知的財産講議(第八回)

弁理士 高島敏郎

- 1 . 本日のTOPIC (商標・不正競争防止法)

 - 2 . 外国の特許制度概要
 - A 欧州 (EPC)
 - B 中国

 - 3 . 外国への特許出願

 - 4 . 特許調査 (口頭による)
-

1. 本日のTOPICS (商標・不正競争防止法)

(1) 商標の類似とは

比較する二つの商標を同一又は類似の商品・役務に使用した場合に、需用者が出所の混同を生じるか否か 出混を生じる場合は「類似」

(2) 類非判断の方法

・ 隔離観察

類似するか否かは、比較する商標を並べて観察（対比観察）するのではなく、現実の商取引に鑑み、時と処とを離れた状態で観察する（隔離観察）

・ 全体観察

比較する商標は、商標の全体を比較して観察する。従って、一部において類似しても、全体において非類似であれば、非類似

・ 称呼、観念、外観の三つで比較

原則として、いずれか一つが類似すれば、類似。但し、上記三つのうちいずれか一つが類似していても、他の二つにおいて著しく相違したり、取引の実情から何ら出所の混同を生じない場合は、非類似

(3) 商品・役務の類似

商品 生産、販売場所が一致するか、原材料、品質が一致するか等で判断

役務 提供の場所、手段、目的が一致するか、需用者の範囲が一致するか

等で判断

2. 外国の特許制度(第七回の続き)

A: 欧州

- (1) 特許を受けることのできる発明
日本とほぼ同じ 但し、プログラムについては特許不可
- (2) 欧州特許条約(EPC)
パリ条約上の広域出願、EPC出願は一の方式及び一言語でEPOに出願し、ヨーロッパ特許が付与されると、複数の指定国で同時に特許取得したと同様の効果を得ることができる点で、パリ条約よりも優れる。
- (3) 出願
英語, フランス語, ドイツ語のいずれかの言語で出願書類を作成し、EPO(欧州特許庁)に提出、優先権証明書(不要)
- (4) EPC加盟国(特許庁のサイトより引用・下線は主要国)
オーストリア ベルギー ブルガリア チェコ共和国 デンマーク エストニア フィンランド フランス ドイツ ギリシャ ハンガリー アイルランド イタリア リヒテンシュタイン ルクセンブルク オランダ ポーランド ポルトガル ルーマニア スロバキア スロベニア スペイン スウェーデン スイス トルコ イギリス等

(5) サーチレポート

EPC 出願すると、サーチレポート(先行技術調査報告)が作成される。
質の高い報告 米国特許のIDS(情報開示)提出の対象

(6) 出願公開

優先日(最先の出願日)から1年6ヶ月以内に出願公開されます。

(7) 審査請求

サーチレポートの公開後6ヶ月以内に審査請求が必要

(8) 審査

審査の結果が否定的な場合 オフィスアクション(OA)

指定された期間指定されたに意見書、補正書の提出が可能

審査の結果が肯定的である場合 Communicationの発行

審査官が提示するTextに承諾するなら特許

(9) 料金

維持年金 出願日から起算して3年目及びその後の隔年について、特許付与までヨーロッパ特許局に出願維持年金を支払う

特許査定後、特許付与料と印刷料金の支払いにより、公告(この際、出願言語以外の2つの公用語によるクレーム翻訳文の提出が必要)

(10) 異議申し立てと移行

特許付与公告後9ヶ月以内

特許付与公告後3月以内に各指定国への移行手続 出願書類の各国言語への翻訳文の提出

(11) 存続期間

権利の効力の発生 特許付与の公告日

権利の存続 出願日から20年

B . 中国

大筋において日本と共通する特許制度

- 出願の際に必要な書類 中国語に翻訳した出願書類、委任状
(代理人による場合)、優先権証明書(要:但し翻訳文不要)
- 審査請求...優先日から3年以内に請求する必要あり
- 多重従属クレーム不可 上位概念クレームに従属させることで回避可能
- 拒絶理由通知 応答期間は原則四ヶ月 但し、料金支払いにより一回だけ延長可

3. 外国への特許出願の方法

(1) 各国に個別に出願する

- ・各国の言語及び方式で書類作成
- ・複数国へ出願する場合は出願を同時に行う必要あり 出願人の負担大という欠点

(2) パリルートの出願(上記(1)の欠点是正)

- ・第一国出願に基づく優先権を主張して、パリ条約の加盟国に出願する
- ・第一国出願から一年以内に各国の言語及び方式で書類を作成し、各国に出願手続きをすればよい 一年以内に翻訳、書面を揃える必要あり 多数国出願の際負担大

(3) PCTルートの出願(上記(2)の欠点是正)

- ・第一国の受理官庁に国際特許(PCT)出願をすれば、締約国の全てに同時に出願したと同じ効果(出願の際は一言語、一方式で可)
- ・優先日から30ヶ月以内に、特許を受けようとする国を指定して、移行手続きを行えば、以後、各国国内での手続きが進行 市場動向を見ながら、指定国を選択できる
- ・移行手続き 国内処理を希望する旨の書面の提出及び翻訳文の提出等
- ・国際調査制度、国際予備審査制度により、移行前に特許性の判断が可能 特許性が困難な場合は移行手続きを中止し、費用発生を未然防止

(4) その他

- ・相互条約及びWTOルートでの出願
パリ条約未加盟国又は日本が国として承認していない国(例:タイ,台湾)
には、相互条約又はWTOルートで優先権主張可